

部会の設置について（案）

和歌山市子ども・子育て会議の調査・審議事項は、幼児期の学校教育・保育、放課後児童、地域子ども・子育て支援等多岐にわたっている。

そのため、それぞれの事項を専門的に調査・審議する必要があることから、和歌山市子ども・子育て会議条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり部会を設置する。

1 設置する部会

部会名	調査・審議が必要な事項	具体例
幼児教育・保育部会	幼児教育・保育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び時期 ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容及び時期
放課後児童・地域子育て部会	放課後児童を始め地域子ども・子育て支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び時期 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び時期

2 部会の決議の取扱い

部会の決議を子ども・子育て会議の決議とする。

<参考>

（専門部会）

第7条 子ども・子育て会議に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。